



関連企業各位

日本小児栄養消化器肝臓学会では、学会ホームページに掲載するバナー広告を募集しています。

学会ホームページは学会関連のガイドラインや臨床情報等を網羅し、本会会員の先生方のみならず、関連領域等その他多くの先生方に閲覧されております。是非この機会に広告掲載のご検討をお願い申し上げます。

詳細は下記の規約をご確認願います。また、お申し込みは本ファイル末尾の申込書に記載の上、学会事務局までご送付ください。申込書の Word ファイルが必要な場合は、[こちら](#)からダウンロードも可能です。よろしくお願いいたします。

【お申込み・お問合せ先】

〒112-0012 東京都文京区大塚 5-3-13

ユニゾ小石川アーバンビル 4F 学会支援機構内

一般社団法人 日本小児栄養消化器肝臓学会事務局

TEL:03-5981-6011/FAX:03-5981-6012/E-MAIL:jspghan@asas-mail.jp

日本小児栄養消化器肝臓学会 バナー広告の取扱いに関する規約

(趣旨)

第1条 この規約は、本学会のホームページに掲載するバナー広告（本会のホームページに掲載する画像のうち、広告主の指定する画面にリンクするものをいう。以下「広告」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 理事長は、本学会のホームページにより医療に関連した業種に広告主を募集するものとする。

(申込み)

第3条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、医療に係る業種でなければならない。

2 学会所定のバナー広告掲載申込書（第1号様式）及び広告原稿を提出しなければならない。

3 広告原稿のデータ作成費用その他の申込みに必要な費用は、申込者の負担とする。

(画像)

第4条 広告原稿に用いる画像（以下「画像」という。）の規格は、次のとおりとする。

① サイズ：横：320px 縦：110px（大サイズ）もしくは横：200px 縦：80px（小サイズ）

② 形式：gif, jpg, png

③ 静止画

2 次に掲げるものは、画像として用いることができない。

本学会 HP に支障を来たす構造のもの（アラートマーク、アニメーション又はフラッシュ点滅、反転表示又は画面の切替わり、テキストボックス表示（書き込み可能）、プルダウンメニュー、閉じる、いいえ、キャンセル等のボタン、ラジオボタン使用など）、その他理事会が画像として不適切と認めるもの

(広告内容)

第5条 次に掲げる内容の広告は、掲載することができない。

(1) 本学会の事業活動の趣旨に対し、品位を損なうおそれのあるもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

(4) 財産権(知的財産権を含む)、名誉又は、プライバシーを侵害し、又は侵害するおそれ

のあるもの

- (5) 法令又は公序良俗に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (6) その他理事会が広告として不適切と認めるもの

(審査及び決定)

第6条 広報 HP 委員会は規定に基づき、申込者の申込内容を審査し、採否を決定するものとする。

(広告掲載)

第7条 広告掲載料は以下の表によるものとし、広告主は指定期日までに全額を一括して支払わなければならない。

広告掲載料金

1年契約 100,000円/年（大サイズ）もしくは60,000円/年（小サイズ）

- 2 広告掲載料は、いかなる事由があっても一切返還しない。
- 3 広告の契約は1年毎とする。
- 4 広告の掲載月、ページ、位置及び枠数は、広報ホームページ委員長が決定する。

(禁止行為)

第8条 広告主は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) サーバーその他の本学会のコンピュータシステムに不正にアクセスする行為
- (2) 広告の閲覧者のコンピュータに障害を及ぼす行為
- (3) その他理事長が広告主として不適切と認める行為

2 広告主は、広告掲載に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(変更)

第9条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、その2週間前までに理事長に連絡しなければならない。

2 広告の内容又はその変更により第三者に損害等が生じた場合には、広告主が責任を負い、本学会は責任を負わないものとする。

(中止等)

第10条 理事長は、広告主が次のいずれかに該当する場合には、広告掲載を中止し、又は広告掲載の承諾を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 指定期日までに広告原稿を提出しないとき。

(3) この規約に違反したとき。

(4) その他理事長が広告掲載を不適切と認めたとき。

2 広告主は、広告掲載期間中、広告掲載を取り止めようとする場合には、事前に理事長に書面を提出しなければならない。

3 前2項の場合において本会に損害が生じたときは、本会は、広告主に対しその賠償を求めることができる。

(免責事項)

第11条 本学会は、システム障害、保守点検等により広告掲載を行わなかった場合においても、広告主に対し、広告掲載期間の延長、広告掲載料の還付、損害賠償の支払い等を行わないものとする。

2 本学会は、広告主が広告掲載に用いるサーバー、ソフトウェア等の障害、誤動作、業務停止等により損害を受けた場合においても、その責任を負わないものとする。

附則

この規約は、2021年8月1日から施行する。

一般社団法人 日本小児栄養消化器肝臓学会
バナー広告掲載申込書

以上の通り、ホームページにバナー広告の掲載を申込みます。

社名・団体名		
住 所	〒	
部署名		
ご担当者名		
TEL・FAX		
E-mail		
リンク先 URL		
掲載希望期間 (該当箇所に丸印 を記入して下さい)		(1) ____年 4 月 1 日～ ____年 3 月 31 日
		(2) ____年 10 月 1 日～ ____年 9 月 30 日
		(3) その他 ()
希望サイズ		(1) 大サイズ (320×110px, 100, 000 円)
		(2) 小サイズ (200×80px, 60, 000 円)

※広告のリンク先は原則として広告主の団体概要等を掲載している団体ホームページとなります。

※申込みいただいた後、担当部署にて確認の上、ご回答申し上げます。

【申込み先】

〒112-0012 東京都文京区大塚 5-3-13

ユニゾ小石川アーバンビル 4F 学会支援機構内

一般社団法人 日本小児栄養消化器肝臓学会事務局

TEL : 03-5981-6011 / FAX : 03-5981-6012 / E-MAIL : jspghan@asas-mail.jp